

## 「大阪市長選挙 期日前投票が前回選挙より3倍のペース」と

### 11月27日は、大阪市長・大阪府知事選挙投票日です。

選挙管理委員会ホーム> 大阪市長・知事選挙 > 投票できる方は

### 投票できる方は

平成23年11月27日執行 大阪市長・大阪府知事選挙において  
投票日当日投票できる方の範囲

当該区の住民基本台帳に記録されている方で、次の要件に該当する方

年齢要件	平成3年11月28日までに生まれた方
住所要件	平成23年8月12日までに大阪市内へ転入し、その届出をされた方

住所移転をされた方の投票については、以下を参照してください。

#### ▶ 市外から転入した方

転入届出日	投票場所	備考
1 8月12日以前	当該区 ※1	
2 8月13日以降	前住所地 ※2	前住所地の名簿に登録されていること。 ただし、大阪府外から転入した方は投票できない。

#### ▶ 市内で異動した方

新区への転入届出日	投票場所	備考
3 10月18日以前	新区	旧区の名簿に登録されていたこと。
4 10月19日以降	旧区	旧区の名簿に登録されていること。

#### ▶ 区内で転居した方

転居届出日	投票場所	備考
5 10月18日以前	新投票区	当該区の名簿に登録されていること。
6 10月19日以降	旧投票区	

「〇〇が市長になると生保が受けにくくなる」?

大阪府知事と大阪市長の同日選挙。知事に誰がなるかもさることながら、市長に誰がなるかの方に、多くの人の関心が集まっているようです。

大阪市長選挙では、期日前投票が前回選挙より3倍のペースで行われているそうです。ひよつとすると、投票日(27日)前に、投票が全部終わっている、なんてことも…、マア…、ないですかね。

釜ヶ崎でも、「〇〇が市長になると、生活保護が締め付けられて、受けにくくなるんちゃうか」という声が聞こえる位、関心が高い状況にあるのですが、残念ながら、その前に、投票できるかどうかを、まずそれぞれが確認しなければならぬ状態にあります。左の選挙委員会の広報情報、そして裏面

「それでもない」?

新聞記事をお読み下さい。

私は、住民登録と選挙人名簿

が一体となって作成された選挙

人名簿で選挙が行われること

が、不都合であると考えていま

す。しかし、法律は変わりそうも

ありません。

同じ野宿をしていますが、まだ

住民票が生きている人は、投票

できる。すでに、消されている人

はできない。そういう差が生じ

ています。

現状では、生活保護を受けて、

住民登録することがお勧めで

す。選挙のためだけでなく、命を

守る為にも…。

個々人で住民票の状態を確

認し、投票できる状態の人は、投

票しよう。

## 判決—大阪市は男性に3千円支払え／西成簡宿65歳に仮投票させず違法

大阪市西成区の簡易宿泊所で暮らし、住民票がなかった男性(65)が「2007年の統一地方選で投票を拒否された」として、市と大阪府に160万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が9日、大阪地裁であった。

山田明裁判長は「開票時に有効かどうか審査する『仮投票』をさせなかったのは違法」として市に3千円の支払いを命じた。府への請求は「投票事務は市町村の責務」として退けた。

判決によると、男性は07年3月、西成区のビルで発覚した大量住民登録問題で住民票を削除された。

翌月の統一地方選で4カ月分の簡易宿泊所の領収書を投票所に示し、投票したいと申し出た。

判決は市選管が拒否したことについては「男性が住所要件を満たしていなかった」として適法と判断

したが、公職選挙法50条が定める仮投票の措置をとらなかったことを「職務上の義務に反する」と指

摘した。(岡本玄)＝2011年11月10日朝日新聞

## 「仮投票させず」違法／「住民票抹消」理由の市敗訴／大阪地裁

住民票抹消を理由に4年前の大阪市議選と大阪府議選の投票を拒否された大阪市西成区の男性(65)が、市などに160万円の賠償を求めた訴訟の判決が9日、大阪地裁であった。

山田明裁判長は「仮投票の機会を与えなかったことは公職選挙法に反する」として、市に慰謝料3000円の支払いを命じた。

判決によると、男性は03年から西成区のあいりん地区にある「釜ヶ崎解放会館」に住み登録。

大阪市は07年3月、同会館に居住実態がないとして男性の住民票を抹消した。

男性は翌月8日、区内の投票所へ行ったが、市の担当者は投票を拒否。こうした対応を不服とする人

に仮の投票をさせ、開票時に開票管理者や立会人が有効性を判断する「仮投票」も認められなかった。

男性は裁判で、区内の簡易宿泊所で生活しており投票はできるなどと主張。

判決は投票拒否の違法性は認めなかったが、男性が投票拒否に反発していたことから仮投票はさせ

るべきだったと判断した。【坂口雄亮】2011年11月10日毎日新聞

公職選挙法第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)＝1と5は省略

2 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

3 前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

4 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせ

なければならない。